平成２２年（フ）第１５９号
北海道岩見沢市５条東16丁目９番地
債務者　柿本　和子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６６号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字上ノ上236番地１　上ノ上団地８号棟338号
債務者　村澤　未来
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
埼玉県熊谷市万平町２丁目129番地　栄光ハイツＡ103
債務者　加藤　勇也
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５８号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3889番地７
債務者　三井麻李子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４７２号
埼玉県熊谷市新堀381番地１　ケヤキⅡ101号室、住民票上の住所埼玉県熊谷市三ケ尻１番地３
債務者　鳥塲　優行
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０５号
千葉県山武郡大網白里町北飯塚495番地７
債務者　石川洋一郎
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６８９号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀254番地の６　コーポ御庭平101
債務者　上村　　賢
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７１４号
神奈川県伊勢原市高森台２丁目２番１号
債務者　加藤　祐子（旧姓梅澤・野崎）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２０号
神奈川県小田原市早川３丁目８番地の４　テラスヤマテ
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４２号
神奈川県小田原市久野66番地の７　サンロードⅡ201
債務者　佐々木礼子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６８号
神奈川県平塚市天沼２番15号
債務者　阿部　幸恵
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６９号
神奈川県秦野市北矢名227番地の17
債務者　高橋　利夫（旧姓笹子）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７１号
神奈川県秦野市本町３丁目13番８の403
債務者　宮内　武男
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２１号
新潟市東区大形本町６丁目20番19号
債務者　河井　恵造
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７８号
新潟市西区大野町3025番地17
債務者　中村　健志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６号
新潟県三条市西本成寺１丁目13番38号鈴木アパート２号室
債務者　女池　　琴
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第９１号
新潟県燕市燕3395番地81
債務者　遠藤　セツ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第９３号
新潟県三条市月岡２丁目12番11号
債務者　熊谷芙美子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所三条支部